

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H28.4 H28.9 H31.3 R4.3 R7.3 一部改正	(優遇措置の指定の要件) < 共通 > 対象施設: 工場、物流施設、研究施設、本社、データセンター、地区計画適合施設(ローズタウンF地区内で住宅用途除く)、事務所(常時勤務者 30 名以上) (1)産業用公有地(注1)を取得し、対象施設を新設 ・土地 2,000 ㎡超取得 (2)産業用公有地(注1)を市又は県と事業用定期借地権契約を行い、対象施設を新設 ・土地 2,000 ㎡超取得 (3)工業団地等(注2)を取得し、対象施設を新設 ・土地 2,000 ㎡超取得 ・対象施設延べ床面積 1,000 ㎡超 ・当該新設等に係る投下固定資産総額 1 億円超 (4)工業団地等(注2)空き施設を取得し、事業開始 ・土地 2,000 ㎡超取得 ・対象施設延べ床面積 1,000 ㎡超 ・当該新設等に係る投下固定資産総額 1 億円超 (5)工業団地等(注2)を事業用定期借地権にて借り受け、対象施設を新設 ・土地 2,000 ㎡超取得 ・対象施設延べ床面積 1,000 ㎡超 ・当該新設等に係る投下固定資産総額 1 億円超 (注1)は、市又は県が産業用地として分譲等をするもの (注2)本市区域内の工業専用地域、工業地域、工業団地のうち、民間企業等が所有している土地	(助成金の種類等) ○施設設置助成金 ※(2)、(5)は対象外 ・固定資産税等相当額、都市計画税相当額を5年間、(注2)のみ3年間 (ただし3年目は4分の3、4年目は4分の2、5年目は4分の1相当額) ○事業促進助成金 ・事業所税相当額を5年間、(注2)のみ3年間 (ただし3年目は4分の3、4年目は4分の2、5年目は4分の1相当額) ※事業所税減免を受けた場合は、減免額に相当する額を差し引く ○雇用促進助成金 ・前橋市民新規雇用者、転勤し前橋市民となった者1人当たり 20 万円(上限 500 万円) ○用地取得助成金 ※(1)のみ ・土地用地費 10%(上限1億円) ○埋蔵文化財発掘調査助成金 ※(1)のみ ・埋蔵文化財発掘調査費の 50%(上限 1,000 万円)

<p>企業誘致促進資金融資制度実施要綱</p>	<p>H14.4 H28.4 一部改正</p>	<p>○企業立地促進条例指定業者</p>	<p>融資 ○企業誘致促進資金 ・融資限度額 6億円 ・融資期間 12年以内 (内据置2年以内) ・融資利率 年1.5%以内 (保証付1.1%以内)</p>
<p>前橋市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例</p>	<p>H28.9 H30.6 一部改正 R2.6 一部改正 R4.6 一部改正 R6.7 一部改正</p>	<p>○地域再生法に基づく特定業務施設整備計画の認定</p>	<p>【固定資産税軽減税率】 ○移転型 ・開始年度:0 ・第2年度:1/4 ・第3年度:1/2 ○拡充型 ・開始年度:0 ・第2年度:1/3 ・第3年度:2/3</p>

10202

群馬県

高崎市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高崎市中小企業等振興資金 融資促進規則	H20.3 H25.3 一部改正 R6.3 一部改正 R7.3 一部改正 (最新)	○市内へ立地するための土地取得資金及び土地取得に伴う建物及び設備の取得資金 ○市内事業者が、現在の敷地内で建物の建替え、増築するために必要な資金、及び建替え、増築に伴う設備の取得資金	融資 ○ビジネス立地資金 融資限度額 10億円 融資期間 15年以内(内据置4年以内) 融資利率 年1.3%以内(保証付0.9%以内)
高崎市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例	H28.2 H29.3 一部改正 H30.6 一部改正 R2.6 一部改正 R4.6 一部改正 R6.7 一部改正	○地域再生法に基づく特定業務施設整備計画の認定	【固定資産税軽減税率】 ○移転型 ・開始年度:0 ・第2年度:1/4 ・第3年度:2/4 ○拡充型 ・開始年度:0 ・第2年度:1/3 ・第3年度:2/3

10203

群馬県

桐生市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・先進性の確認申請書の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上 ただし、農林漁業関連業種5千万円以上 	—	課税免除	固定資産税	3年間
<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定 ・特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価格の合計額が3,800万円以上(中小企業にあつては1,900万円以上) 	—	不均一課税 ・開始年度:0 ・第2年度:1/4 ・第3年度:1/2 ※移転型、拡充型共通	固定資産税	3年間
<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域(桐生地区、黒保根地区) ・製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業 ・新增設に係る取得 ※取得価格要件は業種や資本金額により異なる	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
桐生武井西工業団地に係る企業立地促進助成金交付要綱	H30.4 制定	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の固定資産税を完納 ・土地取得の日から1年以内に事業所等の建築に着手 	○固定資産税助成金 固定資産税相当額(土地・家屋・構築物)(3年間)
	R2.4	<ul style="list-style-type: none"> ・工場建設に関わる工事代金の全額支払完了 	○建物建設助成金
	R3.6 一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 1,000 万円以上 	固定資産評価額の 4/100(建物) 上限 400 万円
		<ul style="list-style-type: none"> ・緑地設置に係わる工事代金の全額支払完了 ・桐生武井西工業団地地区 地区計画に定める基準以上の緑地設置 	○緑地設置助成金 緑地設置費用の 30/100 上限 300 万円

	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住者を操業日までに新規雇用 ・新規雇用者、当該事業所に勤務するため新たに市内に住所を有することになった者が6ヶ月以上継続して雇用され、市に居住 	<p>○雇用促進助成</p> <p>新規雇用者数×10万円 上限 200万円(1事業者1回)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム設置に係わる工事代金の全額支払完了 ・当該事業所等で使用するために設置したもので、操業開始時までに着手したもの 	<p>○太陽光発電システム設置助成金</p> <p>太陽光発電システム設置に係る費用から団体等からの補助金を差し引いた額の20/100 上限 300万円</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得に係わる代金の全額支払完了 	<p>○用地取得助成金</p> <p>用地取得費の 5/100</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進奨励 金交付要綱	H17.4制定 H29.4一部改 正 H30.4一部改 正 R3.4一部改正 R6.4一部改正	次の要件をすべて満たすもの 【対象事業者】 日本標準産業分類に掲げる製造業、倉庫業又は群馬県企業局(以下「企業局」という。)が造成した工業団地等の用地を企業局から取得した企業で、市民税特別徴収事業者であり、市税の滞納がないもの。 【新設の場合】 下記のいずれかの土地を取得し、新たな事業所を操業すること。(用地取得日または都市計画法第36条2項の検査済証の交付を受けた日から3年以内に操業開始) (1) 工業専用地域又は工業地域に、3,000㎡以上 (2) (1)外の地域に6,000㎡以上 (3) 企業局が造成した工業団地 【増設の場合】 ○対象事業 ・市内で操業している工場立地法の届け出事業者で、同一敷地内に建築面積500㎡以上の工場を増設し操業すること。(製造業のみ。工事完了後、1年以内に操業開始) ・増設前の工場等で従業員(派遣労働者を除く)を50人以上雇用していること。 ○雇用要件 下記のいずれかの要件を満たしていること ・市内在住者2人を新たに常時雇用し、6か月以上継続雇用すること。 ・既に市外の工場等で常時雇用されている者2人以上が、市内に住所を移し、新設された工場等で6か月以上継続雇用すること。	奨励金 ①操業後に賦課された固定資産税及び都市計画税の納税額の1/2(対象:土地、建物、償却資産/上限なし)※3年間 ②市内在住で新たに常時雇用した者及び転入者1人につき20万円(上限なし)※初回時1回限り
伊勢崎市サテライト オフィス、支	R4.4制定	次の要件をすべて満たすもの。	奨励金 ①設置費奨励金

<p>店・営業所等開設 置促進奨 励金交付要綱</p>		<p>【対象事業者】 市内において自己の用に供するサテライトオフィス、コー ルセンター及び支店・営業所(製造業、情報サービス 業、インターネット附随サービス業、道路 貨物運送業、こん包業及び卸売業に限る。)を新たに設 置する事業者。</p> <p>【事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年以上操業の継続が見込まれること。 ・開設後3年以内に、市内居住者を正社員として3人以上 雇用する見込みがあること。 ・市外に本社があること。 	<p>補助率:1/2 上限額:300万円 (操業開始後1回限り)</p> <p>②運営費奨励金 ○事業所を取得の場合 補助率:1/2以内(3年間) 上限額:100万円 ○事業所を賃借の場合 補助率:1/4以内(3年間) 上限額:100万円</p> <p>③雇用奨励金 1人当たり10万円 (操業後、3年経過後に1 回限り)</p>
-------------------------------------	--	--	---

10205

群馬県

太田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
太田市中心小企業設 備資金融資要綱	H6.4 要綱 (旧) H17.3 要綱 (現行)	・中小企業(市内で1年以上継 続して同一事業を営み市税を 完納しているものに限る)が市 内に施設・設備等を設置しよう とする場合	①近代化資金 ・限度額3千万円 ・期間 10 年以内 ・利率年 1.6%以内 ※保証料全額補助

10206

群馬県

沼田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
旧沼田市、旧白沢村の全域 2,500 製造業	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域 2,700 製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業 ※旧利根村の全域	—	課税免除	固定資産税	3年間
・「地域経済牽引事業計画」の県による承認。 ・事業の先進性について国の確認。 地域経済牽引事業の承認要件 ①地域未来投資促進法の群馬県基本計画の地域特性を活かした事業分野のいずれかに当てはまること。 ②高い付加価値(増加分4,300万円以上)を創出すること。 ③いずれかの経済的効果が見込まれること。 ・取引額 2.5%増加 ・売上 2.5%増加 ・雇用者数 7.8%増加 ・雇用者給与等支給額 2.1%増加	—	課税免除	固定資産税	3年間
・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定	—	課税免除	固定資産税	3年間
・低工	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
沼田市企業誘致 推進条例	H2.3 制定 H27.9 全部改正 R2.3 一部改正 R3.12 一部改正 R4.3 一部改正	○業種 製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、宿泊業・飲食サービス業(旅館・ホテルに限る) ○工場等の新設又は増設 ①3,000 m ² 以上の土地を取得	○用地取得助成金 用地取得額の10%(1,000円/m ² 、総額5,000万円を上限) ○施設設置助成金 固定資産税及び都市計画税相当額

		<p>し、建築面積 500 m²以上の事業用施設の建設に着手すること</p> <p>②市有地を使用し、当該市有地を敷地とする建築面積 500 m²以上の事業施設の建設に着手すること。</p> <p>○本社機能の移転</p> <p>市外から本社機能を移転し、商業登記法に規定する本店を市内に登録をすること(雇用促進助成金の対象)</p>	<p>・土地を取得した場合 3年間</p> <p>・貸し付けによる市有地を取得した場合 5年間</p> <p>○雇用促進助成金</p> <p>新規雇用者1人につき10万円(1事業者1回限り、500万円を上限)</p>
--	--	---	--

※沼田市企業立地特別サイト：<https://numata-business.jp/>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
館林市中小企業融資 条例施行規則	H21.4 制定 R3.4 一部改正	【対象者】 (1) 市内に事業所、店舗又は工場を有し、 同一の事業をおおむね1年以上営んでい ること。(企業誘致に係る中小企業者につ いて、市内での1年以上の営業実績は要 しない) (2) 市税等において未納のないこと。 (3) 許可、認可等を必要とする事業を行っ ている者にあつては、当該許可、認可等を受 けていること。 (4) 市内に設備を設置又は購入するもの。	融資(経営振興資金) ○融資限度額 5,000万円 融資期間 10年 融資利率 年1.7% ○資金使途 (1) 工場、店舗、事務所その他の事業 所を新增改築するための資金 (2) 生産、販売等の機械設備を設置改 善するための資金 (3) 公害防止施設、設備等を設置改善 するための資金 (4) 労働福祉施設、設備等を設置改善 するための資金 (5) 営業用車両を購入するための資金 (6) 太陽光発電設備、高効率照明設 備、高効率空調設備、コージェネレーシ ョンシステム、低公害車、自家発電設備 等の省エネルギーに関する設備を導入 するための資金 (7) 上記に直接必要な土地等の購入 資金
館林市経営振興資金 利子補給規則	H28.4 制定 R3.4 一部改正	○経営振興資金を借り受けた市で定める中 小企業者	利子補給 ○融資を受けた月から2年間の支払利 子額の100%を補給(令和7年4月 から令和8年3月までに経営振興資 金を利用した場合)

10208

群馬県

渋川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎 対象地域 伊香保地区、小野上地区、赤城地区	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
渋川市工場等設置奨励条例及び施行規則	H18.2 条例 H27.4.1 条例及び規則 全部改正 H31.4 条例一部改正 R2.4 規則一部改正 R3.4.1 規則一部改正 R4.4.1 条例一部改正 規則一部改正	○対象工場 ・製造業、道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業又は卸売業、情報通信技術利用事業又は情報処理サービス業、試験研究施設 ○指定基準 ・投下固定資産額5千万円以上 ・工場等の新設の場合 常時雇用従業員 15 人以上であること又は新規雇用5人以上であること ・工場等の増設の場合 用地の取得及び新規雇用(市内在住者)2人以上であること 上記の基準の他、次の基準を満たす場合は、用地取得奨励金の交付を受ける事ができる。 ・用地取得面積が 3,000 平方メートル以上であること。 ・令和4年4月1日以後に用地を取得していること。 ・用地を取得した日の翌日から起算して2年以内に工場等の新設若しくは増設に着手し、又は3年以内に工場等を稼働していること。 ・子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2の子会社等を	奨励金 ○固定資産税相当額 ・新設の場合 限度額 500 万円限度/年 5年間 ・増設の場合 限度額 300 万円限度/年 3年間 ○雇用促進奨励金 新規雇用者×10 万円(500 万円限度) ※新規雇用した本市に居住する従業員のうち、事業開始から6ヵ月以上継続して雇用していること(1回限り) ○用地取得奨励金 ・用地取得費の 10%の額 ・1回のみ ・限度額:1億円

		いう。)又は親会社等(会社法第2条第4号の2の親会社等をいう。)以外の者から取得した用地であること。	
しづかわ企業進出促進補助金交付要綱	R4.4.1 施行 R6.4.1 一部改正 (現行)	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能移転型 <p>市外に有する本社機能の全部又は一部を、渋川市内に移転する事業者であって、次の要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会社法に規定する株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に規定する特例有限会社であること 2 移転後の本社機能に従事する者が3人以上で、その内2人以上が主として当該本社機能に従事する正規雇用者であること 3 本社機能の移転後、渋川市内で5年以上運営することが誓約できること <ul style="list-style-type: none"> ・オフィス進出型 <ol style="list-style-type: none"> 1 渋川市内に事業実態がなく、初めてオフィスを設置する者であること。 2 設置したオフィスに従事する者が1人以上であり、そのうちの1人以上が正規雇用者であること。 3 オフィス設置が完了した日から3年以上継続して渋川市内で事業を運営することが誓約できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本社機能移転型 <p>移転に係る費用(土地・事務所の取得費・賃貸に係る初期費用、改装費用、設備工事費用、備品購入費用、委託費用)の2/3の額を補助(限度額 1,000 万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィス進出型 <p>オフィス設置に係る費用(土地・事務所の取得費・賃貸に係る初期費用、改装費用、設備工事費用、備品購入費用、委託費用)の2/3の額を補助(限度額 300 万円)</p> <p>いずれも従業員数により上限額が変動します。</p>

10209

群馬県

藤岡市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
藤岡市企業誘致促進条例	H15. 3	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業、情報通信業、運輸業、サービス業、研究施設等 ○事業所の新設 1,000㎡以上 投下固定資産 1億円以上 新規雇用 5人以上 ○事業所の増設 50%超の建物増築 投下固定資産 1億円以上 新規雇用 10人以上 ○事業所の購入・賃貸 1年以内事業開始 新規雇用 10人以上 ○ソフトウェア業、自然科学研究所の新設 投下固定資産 1億円以上 200㎡以上 常時従業者5人以上かつ新規雇用有 ○製造業の研究施設の新設 投下固定資産 1億円以上 1,000㎡以上 常時従業者20人以上かつ新規雇用有 ○工業団地(県・市・市土地開発公社が分譲・賃貸する団地)に立地する企業 	奨励金 ○事業所設置奨励金 固定資産税・都市計画税 相当額範囲内 1年度 80/100 2年度 50/100 3年度 30/100 4年度 20/100 5年度 20/100
			奨励金 ○雇用促進奨励金 新規雇用者×10万円 (50万円限度) ※新規雇用した市内に居住する 従業員のうち、事業開始から6 ヶ月以上継続雇用していること (1回限り)
			助成金 ○緑地設置助成金30%補助 (300万円限度) ※申請は事業開始から1年以内

10210

群馬県

富岡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上 ・先進性の確認申請書の承認 ただし、農林漁業関連業種5千万以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
富岡市企業誘致条例 ※地域未来投資促進法(旧企業立地促進法)の規定による固定資産税の課税免除を受けられる固定資産については、対象外	H18.3 H20.3 改正 H28.1 改正 R7.4 改正	○土地の取得又は賃貸 ・用地取得 1,000 m ² 以上 (中小企業 500 m ² 以上) ・投下固定資産 2,500 万円以上 (中小企業 1,000 万円以上) ・新規雇用 市内在住5人以上 (中小企業 市内在住2人以上) ・3年以内に操業	○施設新增設助成金 固定資産税相当額(3年間) 限度額なし ※ただし、賃貸部分を除く ○雇用促進助成金 新規雇用のうち市内在住者1人当たり20万円(初年度のみ) 限度額なし
		上記以外で、製造業に属する企業で ・投下固定資産 2,500 万円以上 (中小企業 1,000 万円以上)	○施設設置費助成金 固定資産税相当額の1/2(3年間) 限度額200万円
富岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例	H28.3 H30.9 一部改正	○地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定	○固定資産税軽減税率 ・開始年度:1/10 ・第2年度:1/4 ・第3年度:1/2

10211

群馬県

安中市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
県・市から土地を取得し、操業(製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、小売業)	—	課税免除	固定資産税	3年間
・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認	—	課税免除	固定資産税	3年間
・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
安中市工業団地工場移転事業に伴う助成条例	H18.3	○工業団地への市内中小企業移転	融資 ○利子補給 年間 200 万円限度 期間 5年
安中市企業誘致促進条例	H18.3 H19.3 一部改正 H20.3 一部改正 H23.3 一部改正 H30.3 一部改正	○県・市から土地取得し、操業(製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、小売業) ○雇用促進奨励金は市内居住、1年以上の継続雇用 ○工場等関連施設整備奨励金は1件 200 万円以上の施設(事業用地内施設を除く)	奨励金 ○雇用促進奨励金 新規雇用者1人当たり 10 万円 限度額 1,000 万円 ○用地取得奨励金 1㎡当たり 3,000 円 限度額 1億 5,000 万円 ○工場等関連施設整備奨励金 工場等の関連施設の整備費の 1/2 限度額 2,000 万円

10212

群馬県

みどり市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域(東町・大間々町)における固定資産税の課税免除の実施 ※過疎地域において、一定の要件を満たした家屋や償却資産、土地を取得した場合	—	課税免除	固定資産税	3年間
・地域再生法に基づく地方拠点整備に伴う固定資産税の不均一課税の実施 ※群馬県の地域再生計画「群馬県地域地方活力向上地域特定業務施設整備推進プロジェクト」に従って、本社等の特定業務施設を整備した場合	—	不均一課税	固定資産税	3年間
・地域未来投資促進法に基づく県基本計画に定める事業 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・土地・家屋・構築物の取得価格の合計額1億円超 ただし、農林漁業関連業種は5千万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
みどり市企業立地促進条例	H22.7	①事業所用地3,000㎡以上取得(市内事業所の増設・移設の場合、1,000㎡以上) ②用地取得から3年以内に操業 ③投下固定資産額3,000万円以上(市内事業所の増設・移設の場合、1,000万円以上) ④新規地元常用従業者を5人以上雇用(市内事業所の増設・移設の場合、2	奨励金 ○企業立地促進奨励金 立地に伴い取得した固定資産に係る固定資産税相当額 期間:3年間(地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除を受ける場合は5年間) 限度額:なし

		人以上) ※新設は上記すべて該当、市内事業所の増設・移設はすべて該当、または①②③に該当	○雇用奨励金 新規地元常用従業者×20万円 期間:3年間 限度額:なし
--	--	---	--

10344

群馬県

榛東村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
・大規模太陽光発電設備等(最大出 500kw 以上の発電設備)を設置した事業者		課税免除	固定資産税	3年間
・地域未来投資促進法の同意基本計画対 象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額 1 億円以 上 ただし、農林水産関連業種 5000 万円以上 ・先進性の確認申請書の承認		課税免除	固定資産税	3年間

10366

群馬県

上野村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
過疎地域 新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
工場誘致条例	S44.6	○新增設 投下固定資本額 500 万円以上 従業員 30 人以上	奨励金 ○1,000 円/坪(100 万円限度)

10367

群馬県

神流町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設 —	—	課税免除	固定資産税	3年間
・地域未来投資促進法の同意基本 計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額 1 億円以上 ただし、農林水産関連業種 5000 万 円以上 ・先進性の確認申請書の承認		課税免除	固定資産税	3年間

10382

群馬県

下仁田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域における新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間
<ul style="list-style-type: none"> ・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額1億円以上 ただし、農林水産関連業種5000万円以上 <ul style="list-style-type: none"> ・先進性の確認申請書の承認 	—	課税免除	固定資産税	3年間
・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定	—	不均一課税	固定資産税	3年間
<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進法の同意基本計画対象業種 ・企業立地計画の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額2億円以上 ただし、農林漁業関連業種5000万円以上		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
下仁田町新卒者雇用促進事業補助金交付要綱	H29.3 要綱	若年層の雇用拡大と定住化促進を図ることを目的に、大学等新卒者を新たに雇用した町内事業主に対して補助金を交付	新卒者(町内在住)を新たに雇用した場合1人当たり25万円を補助

10383

群馬県

南牧村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
過疎対策条例	S54.6	○商工業その他過疎防止事業 ○5人以上雇用	利子補給 ○5年間、年5%以内

10384

群馬県

甘楽町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
農工地区 新増設	—	課税免除	固定資産税	3年間
【対象要件】 ・1,000 ㎡以上(中小企業等にあつては 500 ㎡以上)の土地を購入し、新設又は増設する企業 ・土地を取得した日の翌日から起算して3年以内に設置した施設等を操業し、又は業務を開始 ・投下固定資産(土地を除く)の額が2,000 万円以上(中小企業等にあつては 1,000 万円以上) ・町内に住所を有する従業員が5人以上(中小企業等にあつては2人以上)		企業誘致促進事業補助金 ①固定資産税相当額(3年間) ②下水道事業受益者負担金(分担金)相当額2分の1 ③新規雇用者 ・町内移住者雇用1人10万円 ・町内在住者雇用1人8万円		
【対象要件】 ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた者 ・特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価格の合計額が3千8百万円以上		不均一課税・税率 開始年度:0.14/100 第2年度:0.35/100 第3年度:0.70/100	固定資産税	3年間
【対象要件】 ・地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣の認定を受けたもの ・事業のための土地・家屋・構築物で取得価格の合計額が1億円以上 ・基本計画の同意の日から5年以内の取得		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
甘楽町若年者ふるさと就職支援事業補助金交付要綱	R3.3 要綱	若年者の雇用拡大と定住化促進を図るため、大学等の新卒者(町内在住)並びに雇用する町内事業主に対して、補助金を交付する。	・大学等の新卒者(町内在住) 10万円 ・新卒者(町内在住)を新たに雇用した事業主 高等学校新卒者 1人当たり 10万円 大学等新卒者 1人当たり 25万円

10421

群馬県

中之条町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域(町全域) 新増設 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業	—	課税免除	固定資産税	3年間
農工地区 3,000 新増設 金属・家具製造業等	(道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業に限っては、15人以上の雇用の増加が伴うもの)	課税免除	固定資産税	3年間
新設に限る 10,000 (農林漁業関連業種 5,000) ※土地・建物の取得価格の合計額・地域未来法に基づく同意基本計画の対象業種・地域経済牽引事業計画の承認	—	課税免除	固定資産税	3年間
<ul style="list-style-type: none"> ・特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が 3,800 万円(中小企業者にあつては、1,900 万円)以上 ・移転型: 東京 23 区から本社機能の移転を伴う特定業務施設の整備 ・拡充型: 対象地域内における特定業務施設の整備 ・特定業務施設とは、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかを有する事務所等重要な役割を担う事業所。工場及び営業所は含まない。 		不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
中之条町企業誘致等促進条例	S60.3	○新設に限る 投下固定資本額 2,000 万円以上 敷地面積 3,000 m ² 以上 従業員 30 人以上	奨励金 ○固定資産税相当額(3年間) 投下固定資産額の 1/20(5,000 万円限度)

10424

群馬県

長野原町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長野原町工場設置 奨励条例	S57.3	○新增設 投下固定資本額 1,000 万円以上 従業員 15 人以上	奨励金 固定資産税相当額(5年間) ① 100/100 以内 ② 80/100 以内 ③ 70/100 以内 ④ 60/100 以内 ⑤ 50/100 以内

10425

群馬県

嬭恋村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間
・地域経済牽引事業計画の承認 ・地域未来投資促進法の同意基本計 画対象業種	—	課税免除	固定資産税	3年間

10429

群馬県

東吾妻町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間
・地域経済牽引事業計画の承認 ・地域未来投資促進法の同意基本計画 対象業種	—	課税免除	固定資産税	3年間
・地方活力向上地域特定業務施設整備 計画の認定 地域再生法第17条の2第1項第1号 及び第2号に掲げる事業に該当する場 合に固定資産税の不均一課税を実施	—	不均一課税 ○第1号に掲げる 事業 ・開始年度:0 ・第2年度:1/4 ・第3年度:1/2 ○第2号に掲げる 事業 ・開始年度:0 ・第2年度:1/3 ・第3年度:2/3	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H25.3 H29.3 一部改正 R3.3 一部改正 R7.3 一部改正	(優遇措置の指定の条件) (1) 事業の新設に係る投下固定資産額が 2,000 万円以上で新規雇用者(町内に住 所を有する者)3名以上 (2) 事業所の増設・移転で投下固定資産額が 1,000 万円以上でこれに伴う常時雇用す る従業員の雇用増加(町内に住所を有す る者)1名以上	(助成金の種類) ○事業所等用地取得補助金 事業所建設のため取得した土地取得 価格の1/2 1,000万円限度 ○事業所等関連施設整備費 補助金 事業所建設のための投資額の1/2 新設の場合は1,000万円、増設及び移 転の場合は500万円が限度

10443

群馬県

片品村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域 新增設	—	課税免除	固定資産税	3年間

10444

群馬県

川場村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業誘致奨励金交付条例	H21.3	<ul style="list-style-type: none">・事業所の新規雇用者が5人以上・村内に設置した土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計が1億円以上	指定事業者が村内に設置した事業所に係る土地、建物及び償却資産に対して賦課される固定資産税に相当する額を初年から3年間交付する。 農業、林業、一般飲食店、旅館・ホテル医療、福祉、その他村長が認める産業を対象とする。
川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例	H30.4	<ul style="list-style-type: none">・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種・地域経済牽引事業計画の承認・土地・建物の取得価格の合計額 1 億円以上 ただし、農林水産関連業種 5000 万円以上 <ul style="list-style-type: none">・先進性の確認申請書の承認	固定資産税課税免除(3年間)

10448

群馬県

昭和村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<ul style="list-style-type: none">・地域未来投資法の同意基本計画対象業種・地域経済牽引事業計画の承認・地域経済牽引事業の国の先進性の確認・国の先進性の確認を受けた事業における土地・建物・構築物の取得価格の合計額1億円超(ただし、農林漁業関連業種5千万円超)	—	課税免除	固定資産税	3年間

10449

群馬県

みなかみ町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域 ・資本規模により投下固定資本額異なる ・製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等(※) 	—	課税免除	固定資産税	3年間
<ul style="list-style-type: none"> ・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・家屋、構築物、これらの敷地である土地 	—	課税免除	固定資産税	3年間

(※) みなかみ町ホームページ参照

https://www.town.minakami.gunma.jp/life/02zeikin/shisan/files/202410_kasohou_koteishisan_menzuyoshinsei_01.pdf

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
工場設置奨励条例	H17.10	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産投資額 5,000 万円以上 ○常時使用従業員数 20 人以上 	奨励金 ○固定資産税相当額の 70/100
			補助金 ○交通・水道・工場排水等施設整備(固定資産税相当額範囲内)補助 ※補助した場合、奨励金なし

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・土地・建物・構造物の取得価格の合計額1億円以上 <p>ただし、農林漁業関連業種5千万円以上</p>	—	課税免除	固定資産税	3年間
<p>対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトにおける指定区域 <p>【移転型・拡充型共通】大字上新田の一部、板井の一部大字上福島の一部、上茂木の一部、川井の一部、下新田の一部、下茂木の一部、箱石の一部、樋越の一部、福島の一部</p> <p>対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が 3,800 万円 <p>(中小企業者にあつては、1,900 万円)以上</p> <p>【移転型】東京 23 区から本社機能の移転を伴う特定業務施設の整備</p> <p>【拡充型】対象地域内における特定業務施設の整備</p> <p>対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定業務施設整備計画の認定事業者 	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進条例	H23.3 (H23.4.1 施行) R2.4 一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所用地 3,000 m²以上取得し、用地取得から1年以内に建設に着手【新設のみ】 ・投下固定資産額 <p>【新設】1億円以上</p> <p>【増設・移転】5千万円以上</p>	<p>企業立地奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税相当額 ・交付期間3年 ・限度額 1,500 万円/年

		<ul style="list-style-type: none">・企業立地に係る事業所について、公害の発生のおそれがないこと、又は公害の発生の防止に必要な措置を講じていること	
--	--	---	--

10521

群馬県

板倉町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域未来投資促進法の同意基本計画対象業種 ・地域経済牽引事業計画の承認 ・土地・建物の取得価格の合計額 1 億円以上 ただし、農林漁業関連業種5千万円以上 	—	課税免除	固定資産税	3年間
<ul style="list-style-type: none"> ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定 	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
板倉町産業施設及び商業施設誘致促進条例	H22.3 H26.12 改正 H30.3 改正 R3.3 一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ○産業施設、商業施設 ○板倉ニュータウン産業用地及び業務用地進出企業 ○用地取得後3年以内に工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> ○産業施設立地促進奨励金(5年間) 【日本標準産業分類に掲げる製造業に属する業種】 ・固定資産税額の 15% 【上記指定業種以外の業種】 ・固定資産税額の 10% ○商業施設立地促進奨励金(5年間) ・固定資産税相当額(100%) ○雇用促進奨励金 ・地元新規雇用×10 万円(限度額 300 万円)1回限り ○地球温暖化対策奨励金 ・新エネ法対象事業を支援 ・費用の 30%(公費負担分除,限度額 300 万円) 1回限り ○緑地設置奨励金(商業施設のみ) ・緑地設置費用の 30%(上限 300 万円)1回限り

10522

群馬県

明和町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業誘致促進条例	H21.9 ※H23.4.1 ※H27.6.9 条例改正	○明和第三工業団地及び明和大 輪西工業団地進出企業 ○取得の日以降3年以内に事業開 始	①事業所設置奨励金 ・固定資産税相当額(5年間) ②緑地設置奨励金 ・緑地設置費用の30%(上限300万円) ③雇用促進奨励金 ・地元新規雇用×10万円(同) ④地球温暖化対策奨励金 ・設備費用×30%(同) ※H23.4.1施行

10523

群馬県

千代田町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業誘致促進条例	R3.1.1 施行 R7.4.1 一部改正	○千代田町土地開発公社から事業の用に供する土地を取得した企業 ○取得の日以降3年以内に事業開始	○企業立地促進奨励金 ・固定資産税相当額 ・交付期間:3年 ○雇用促進奨励金 ・地元新規雇用×10万円 ・限度額:200万円 ○緑地設置奨励金 ・緑地設置費用の30% ・限度額:300万円 地球温暖化対策奨励金 ・太陽光発電、風力発電及び新エネルギー法対象事業を支援 ・費用の30%(公費負担分除) ・限度額:300万円

10524

群馬県

大泉町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大泉町産業立地振興奨励金	H21.12.25 R3.4.1 改正	町内の工業専用地域又は工業地域に1,500㎡以上の用地を取得し、かつ用地取得から3年以内に1,500万円以上の事業所を新設又は取得し、引き続き所有。 対象業種は製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、貸倉庫業。	取得用地及び事業所の固定資産税・都市計画税の相当額を3年間交付 ※1 事業所あたり上限 3,000 万円／年
大泉町事業所用地活用奨励金	H29.4.1 R2.3.30 改正	町内に事業所及び当該事業所のある一団の土地を所有し、かつ、当該土地に建築面積が500㎡以上の事業所を新たに建設し、又は増設し、引き続き所有。 対象業種は製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業、貸倉庫業、宿泊業、飲食サービス業。	新設又は増設した事業所の固定資産税・都市計画税の相当額を3年間交付
大泉町雇用奨励金	H29.4.1	町民を新たに正規雇用従業員として雇用した町内に事業所を有する事業者。 新たに正規雇用した日から1年以上継続して雇用。	正規雇用従業員1人あたり10万円(障害者は15万円)を交付 ※1 事業所あたり上限 100 人／年
大泉町設備導入奨励金	H17.3.31 R3.4.1 改正	町内において製造業に属する事業を行う者で、生産能力拡大のための設備、生産の合理化・省力化のための設備、新製品・新技術の研究開発のための設備を導入した者	対象設備に賦課された固定資産税に相当する額の9/10を交付 ※上限 500 万円
大泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金	R4.4.1	町内の空き店舗等において創業しようとする者、または既に事業を営んでいる個人もしくは法人で、新たに町内の空き店舗等を活用して事業を営もうとする者	空き店舗等の改装費用や備品購入費用の1/2を補助 ※対象店舗1回のみ交付、上限 50 万円

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
邑楽町企業立地奨励金交付要綱	H31.4	<p>①町内に 5,000 平方メートル以上の土地を取得し、3年以内に事業開始すること</p> <p>②常時使用する従業員の数が 50 人（中小企業者にあつては 30 人）を超え、かつ5人（中小企業者にあつては 3人）以上の者を事業を開始した日から1年以内に新規に正規雇用すること</p> <p>③町税に係る申告をしており、かつ、滞納がないこと</p>	<p>○固定資産税奨励金 事業の用に供する土地に対して賦課される固定資産税相当額を3年間交付</p> <p>○雇用促進奨励金 町内在住者を、立地に伴い新規に正規雇用し、1年以上継続して雇用した場合、1人当たり10万円を交付（1事業者1回限り、限度額 300 万円）</p>
邑楽町中小企業振興資金融資促進条例	S48.4 条例	町内に店舗工場または事業所を有し、かつ、中小企業保険法に定める特定事業を行う者で、一年以上継続して同一業種に属する事業を行っていて、県税及び町税を完納している者	<p>邑楽町中小企業振興資金融資</p> <p>【設備資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額：1500 万円 ・期間：8年 ・利率：長期プライムレートに連動（毎月変動） <p>【運転資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額：500 万円 ・期間：7年 ・利率：長期プライムレートに連動（毎月変動）
邑楽町小口資金融資促進条例	H7.6 条例	<p>①町内に店舗工場または事業所を有し、かつ、中小企業保険法に定める特定事業を行う者</p> <p>②中小企業等協同組合が特定事業を行う者又はその構成員の2/3以上が特定事業を行う者</p> <p>③商工組合及び商工組合連合会が特定事業を行う者又はその構成員が特定事業を行う者</p> <p>上記①②③のいずれかに該当し、一年以上継続して同一業種に属する事業を行っていて、県税及び町税を完納している者</p>	<p>邑楽町小口資金・特別小口資金融資</p> <p>【設備資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額：1250 万円 ・期間：8年 ・利率：年 7.5%以内（現状 3.0%） <p>【運転資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額：1250 万円 ・期間：6年 ・利率：年 7.5%以内（現状 3.0%）